

規制の事前評価書

政策の名称	時間外労働の上限規制	担当部局名	労働基準局 労働条件政策課	作成責任者名	労働条件政策課長 藤枝 茂	評価実施時期	平成29年9月
法令案等の名称・関連条項	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条等						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的・必要性】 我が国においては、この20年間で、一般労働者の年間総実労働時間が2000時間を上回る水準で推移し、雇用者のうち週労働時間60時間以上の者の割合は低下傾向にあるものの7.7%と平成32年時点の政労使目標である5%を上回っていることや、平成27年度の脳・心臓疾患による労災支給決定件数は251件(うち死亡の決定件数は96件)、精神障害による労災支給決定件数は472件(うち未遂を含む自殺の決定件数は93件)となっているという現状を踏まえ、長時間労働を抑制するため、時間外労働について規制を実施する必要がある。</p> <p>【規制の内容】 現行の「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成十年労働省告示第百五十四号)」(以下、「限度基準告示」という。)を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることでない上限を設定する。</p>						
想定される代替案	限度基準告示を法律に格上げするが、罰則による強制力を持たせず、努力義務とする。						
規制の費用	費用の要素						代替案の場合
1 遵守費用	使用者において、労働力を補うための費用が生じると考えられる。 また、労働時間を正確に把握するため、タイムカード等労働時間を把握するための機器の導入費用が使用者に新たに生じる場合もあると考えられる。						労働時間を正確に把握するため、タイムカード等労働時間を把握するための機器の導入費用が使用者に新たに生じる場合もあると考えられる。
2 行政費用	新たなルールの周知や定着のための費用や、実労働時間が上限を超えていないか確認するための費用が発生すると考えられる。						新たなルールの周知や定着のための費用や、実労働時間が上限を超えていないか確認するための費用が発生すると考えられる。
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。						その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。
規制の便益	便益の要素						代替案の場合
		労働者のワーク・ライフ・バランスの改善や、労働生産性の向上が見込まれる。					労働者のワーク・ライフ・バランスの改善や、労働生産性の向上が見込まれる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案の導入により、国や使用者に新たに費用が発生するものの、労働者の長時間労働が抑制され、ワーク・ライフ・バランスの改善や、労働生産性の向上が期待されることから、費用を大きく上回る便益があると考えられる。 また、代替案と比較すると、代替案は目的とする行政効果が得られるか不確実となり、便益は一般的に少なくなることが想定されるため、改正案が望ましいと考える。						
有識者の見解その他関連事項	平成29年6月5日労働政策審議会建議「時間外労働の上限規制等について(報告)」(抄) 1 時間外労働の上限規制 (1) 上限規制の基本的枠組み 現行の時間外限度基準告示を法律に格上げし、罰則による強制力を持たせるとともに、従来、上限無く時間外労働が可能となっていた臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることでない上限を設定することが適当である。						
レビューを行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の労働基準法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						